

「指定訪問入浴介護(指定介護予防訪問入浴介護)」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大分市指定 第4470101256号)

当事業所はお客様に対して訪問入浴サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、またご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 若草会
法人所在地	大分市大字野田306番地の2
電話・FAX	電話：097-549-0012 FAX：097-549-5750
代表者氏名	理事長 安東 真英
設立年月日	昭和49年2月16日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）事業所 (令和2年4月1指定 大分市4470101256号)
事業所の目的	お客様が要介護（要支援）状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴の援助を行い、お客様の身体の清潔保持、心身機能の維持等を行います。
事業所の名称	創生の里訪問入浴サービス
事業所の所在地	〒870-0868 大分市大字野田306-2
電話・FAX	電話：097-594-2824 FAX：097-586-0080
事業所長 (管理者)氏名	田中 康誠
当事業所の運営方針	お客様の意思及び人格を尊重し、入浴の援助、身体の清潔の保持等を行い、常にお客様の立場に立ったサービスの提供に努め、保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。
事業開始年月日	平成12年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域	大分市 及び 由布市挾間町
営業日 及び営業時間	・営業日： 月曜 ～ 土曜 (1月1・2・3日を除く) ・受付時間： 月曜 ～ 土曜 8時～17時 ・サービス提供時間：月曜 ～ 土曜 9時～17時

4. 事業所の職員体制

当事業所では、お客様に対して指定訪問入浴（介護予防訪問入浴）サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常勤・非常勤の別
1. 管理者（主任・介護職）	常勤 1名
2. 看護職員（介護職員兼務）	常勤 0名 / 非常勤 3名
3. 介護職員	常勤 0名 / 非常勤 1名

訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）は1回の訪問につき、看護職員1名及び介護職員2名（1名）をもって行うものとし、これらの者のうち1名を当該サービス責任者とします。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス

当事業所では、お客様の居宅（自宅）を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスを提供致します。

(2) 利用料

- ① お客様からいただく利用料は次表のとおりです。利用料に処遇改善の各加算を加えた金額を請求させていただきます。
- ② この金額は介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- ③ 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、お客様の同意を得ることになります。）
- ④ 入浴できない場合、全身清拭もしくは部分浴（手浴・足浴）を行えます。
- ⑤ 利用料のお支払い方法

利用料金は1ヵ月ごとに計算し、翌月ご請求致します。以下のいずれかの方法でお支払いください。

- | |
|---|
| ア. 金融機関口座からの自動振替
ご利用できる金融機関:お客様のお取引のある金融機関
※振替手数料はかかりません。 |
| イ. 下記指定口座への振り込み
大分銀行医科大学前支店 普通預金 5075009
(名義) 社会福祉法人 若草会
理事長 安東 真英 |

利用料

訪問入浴介護	全身浴をした場合	看護職1名及び介護職2名で実施した場合	12,660円	訪問入浴介護、1回の利用者負担額 (全身浴を看護職1名及び介護職2名で実施した場合) ※括弧内は各加算込みの負担額
		※介護職3名で実施した場合	12,030円	
	全身清拭又は部分浴をした場合	看護職1名及び介護職2名で実施した場合	11,390円	
		※介護職3名で実施した場合	10,820円	
介護予防訪問入浴介護	全身浴をした場合	看護職1名及び介護職1名で実施した場合	8,560円	1割負担 1,266円 (1,441円) 2割負担 2,532円 (2,892円) 3割負担 3,798円 (4,339円)
		※介護職2名で実施した場合	8,130円	
	全身清拭又は部分浴をした場合	看護職1名及び介護職1名で実施した場合	7,700円	
		※介護職2名で実施した場合	7,320円	

※主治医の意見を確認したうえで、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずる恐れが無いと認められる場合において、看護職員に代えて介護職員によりサービスを提供できます。

加算

サービス提供体制強化加算 I	44単位/回
初回加算	利用開始月に200単位
介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数×10.4%

(3) その他の費用

- ①大分市及び挾間町以外で実走距離片道25km以上にお住まいの方が訪問入浴介護ご利用の場合、サービスの提供に際し交通費として1回1,000円を頂きます。
- ②お客様のご希望により特別な浴槽水を使用した場合はその実費を頂きます。

6. キャンセル

お客様がサービスの利用を中止する際には、下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：097-594-2824 担当 主任 田中 康誠

7. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	大分市介護保険課 電話 097-534-6111
	大分県国民健康保険団体連合会 電話 097-534-8470
	○創生の里訪問入浴サービス 主任 田中 康誠 電話 097-594-2824 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8時～17時00分
	○若草会福祉サービス相談委員会 第三者委員 高橋美佳 097-583-2148 工藤和子 097-549-2466 安東初代 097-583-0724 ○大分県福祉サービス運営適正化委員会 (代)097-558-0300

8. 緊急時の対応

訪問入浴介護を実施中にお客様の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡するとともに、救急車を手配致します。

9. 事故発生時の対応

- ①訪問入浴介護を実施中に事故が発生した場合は、市町村、お客様のご家族、お客様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。
- ②訪問入浴介護を実施中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 秘密保持について

事業所及び事業所の職員は正当な理由がない限り、訪問入浴サービスの提供に際して知り得たお客様及びお客様のご家族の秘密を漏らしません。この守秘義務は、退職後も同様です。

11. 個人情報の取り扱いについて

- ア) 事業所は、訪問入浴サービスを適切かつ円滑にお客様に提供することを目的として、個人情報を用います。
- イ) 事業所は、重要事項説明の同意をもって、以下に掲げる理由に限り、お客様及びお客様のご家族に関する個人情報を用いる場合があります。
 - ・認定調査及び居宅サービス計画、また介護保険事務等の内容について関係する都道府県、市町村、その他委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合。
 - ・主治医・医療機関等が訪問入浴サービス計画の内容について情報提供を求めた場合。
 - ・その他の居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・ご家族等が、サービス担当者会議など、サービス提供上情報を用いる必要がある場合。
 - ・利用者及びその家族の求めに応じて、事業計画及び財務内容に関する資料・サービス提供記録を開示いたします。
- ウ) 事業所は、お客様に関する個人情報は適正に入手いたします。またお客様及びお客様のご家族個人情報が含まれる記録物については、管理者の責任のもとに管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止いたします。
- エ) 事業所は、お客様の個人情報の開示要求、また、個人情報の変更・利用制限・訂正・削除に関すること、個人情報の管理上の苦情・ご相談について、対応いたします。
- オ) お預かりした個人情報は、お客様のサービスの向上、及びサービスの提供に係る契約後のサービスの実施やサービス担当者会議等において使用させていただき、他に流出したりすることのないよう適切・安全に取り扱います。

12. 訪問入浴サービス利用における個人情報使用について

1 使用する目的

社会福祉法人若草会が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、訪問入浴サービスを円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

2 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(2) 社会福祉法人若草会は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3 個人情報の内容

(1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、社会福祉法人若草会が訪問入浴を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。

(2) その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

4 使用する期間

訪問介護契約書の契約期間とします。

1 3. 人権擁護、高齢者虐待防止について

(1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待の防止のための指針を整備し、定期的実施する研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の習得に努めます。

(3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、利用者や家族の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

1 4. ハラスメントについて

ハラスメント対策の為、次に掲げる措置を講じております。

(1) 暴言・暴力・ハラスメントに対し組織・地域での適切な対応を図ります。

(2) 職員は、ハラスメントを防止するための研修を受講し、事業所内で共有を図っています。

1 5. 業務継続計画策定について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画を策定します。

(2) 当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

指定訪問入浴介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

創生の里訪問入浴サービス

施設長 氏名 安東 真英 印

管理者・説明者職名 主任 氏名 田中 康誠 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問入浴介護サービスの提供開始に同意しました。また、サービス担当者会議等において、個人情報を用いることについて同意しました。

お客様住所 _____

氏名 _____ 印

お客様代理人住所 _____

氏名 _____ 印

※この重要事項説明書は、大分市条例に基づき、お客様又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。(平成12年4月1日開始)

令和6年 6月 1日一部改正